

2 実践事例2

令和3年度学校安全総合支援事業報告

草加市の取組



草加市教育委員会
草加市立新里小学校
草加市立両新田小学校
草加市立両新田中学校

1 草加市の概要



本市は、綾瀬川の流れに沿って、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」に松並木が広がる水と緑に恵まれており、三大地場産業として、せんべい・皮革・ゆかた染めが有名な街でもある。また、都心へのアクセスが良く、現在25万人ほどの人が暮らしている。

本市は、「幼保小中を一貫した教育」を推進している。本事業は、両新田中学校区の両新田中学校、両新田小学校、新里小学校が実践研究に取り組んだ。

2 草加市の取組について

(1) 目的

交通安全についての取組や緊急地震速報端末を活用した避難訓練等の防災に関する取組等を通して、自助・共助について理解し、主体的に実践する草加っ子の育成を目指す。

(2) 組織

埼玉県学校安全アドバイザー、市危機管理課長、市交通対策課長、市くらし安全課長、校長、PTA会長、地域代表、学校代表、市教委担当課長、担当指導主事



(3) 実践・取組

ア 防災学習オンライン研修会

市危機管理課と市教育委員会で、市内の小学校5年生と中学校2年生を対象に「草加市ハザードマップ」を教材とした防災学習を実施するための研修会を開催した。



イ 交通安全・防犯教室（小学1年生）、自転車教室（小学3年生）

今年度は、感染対策を講じながら実施した。また、市交通対策課と連携して作成した学習プログラムを活用した授業を実施した。



ウ 交通事故再現スタント教室の実施（中学校）

交通ルールの遵守について考え、交通安全意識の向上及び交通事故の未然防止を図ることを目的として実施している。交通事故を再現することにより、交通安全に対する意識が高まった。



エ 避難所運営市民防災訓練（小学6年生・中学3年生）

本市では、防災意識の高揚を図り、地域に属する児童生徒が大規模災害時に避難所運営の力になるとともに、地域の一員としての自覚を養うことを目的とし、災害時に指定避難所となる市内すべての小・中学校において、草加市町会連合会が主催する



避難所運営市民防災訓練を実施している。

今年度は代替として、草加市が作成した避難所開設に向けての学習プログラムを実施した。

オ 研究授業の開催・情報の共有化（11月10日 新里小学校 対象：教職員）



本事業の発展的な取組として、学校安全アドバイザーである埼玉県立大学の高橋教授を指導者に迎え、研究授業を実施した。授業では、自分が住む地域の特性を知り、自分自身の身を守るために考え行動する「マイタイムライン」作りを通して、災害が発生した場合の行動について学習した。授業後は、中学校区ごとに分かれ、本時の授業内容を協議するとともに各校での学校安全の取組についての成果や課題などを共有した。



カ 緊急地震速報受信端末機を利用した避難訓練の実施（両新田中・新里小・両新田小）



緊急地震速報受信端末機を活用した避難訓練を実施した。また、避難訓練の前には、予告ありや予告なし等様々な場面を想定した「ショート避難訓練」も複数回実施した。



キ 各校での防災研修（11月19日 両新田小学校 対象：教職員）

学校安全アドバイザーの気象庁熊谷地方気象台地震津波防災官を指導者に迎え、地震が起こるメカニズムを理解し、自分たちがどのように行動していくかについての研修を実施した。

(4) その他の取組

ア パトロールステーションの活用（小学校）



各小学校に設置してあるパトロールステーションは、不審者情報や通学路の様子などについて、学校と地域の方々や保護者で構成される見守り隊との情報共有の場として活用されている。



イ 児童生徒の声での「防災無線そうか」

児童生徒の声に切替えた下校時間に流れる見守り放送は、市民の見守りに対する意識の高揚に寄与している。



3 成果と課題について

(1) 成果

- ・市役所の関係課とも連携を図りながら事業を進めることで、児童生徒の防災や交通安全に対する意識を高めることができた。
- ・児童生徒が防災等に関する学習や実践に取り組むことで、自助・共助についての理解が深まった。

(2) 課題

- ・本事業の研究成果を市内各校に広め、多くの実践活動や体験活動を通した安全教育の更なる充実を図る必要がある。

令和3年度 学校安全総合支援事業報告



川越市マスコットキャラクター
と き も

川越市の取組

川越市教育委員会
川越市立霞ヶ関小学校
川越市立霞ヶ関南小学校
川越市立霞ヶ関西小学校
川越市立霞ヶ関中学校
川越市立霞ヶ関西中学校

1 川越市の概要

川越市は、埼玉県の中央部よりやや南部、武蔵野台地の東北端に位置している。人口は35万人を超え、平成15年には埼玉県内で初めて中核市に移行した。市立学校数は小学校32校、中学校22校、特別支援学校1校、高等学校1校である。川越市教育委員会では、初任者研修等の経験者研修や、教科等研修など、本市の実態に合った独自の教職員研修を企画し実施している。安全教育の質を高めるための安全教育研修会では、その年度に各校に伝達すべき内容を精選し実施している。令和元年度から、本事業の再委託を受け、モデル校を指定し研究、実践を行っている。

2 川越市の取組について

(1) モデル校の実態

モデル校のある地区では、校区が1小1中の関係にならないため、安全教育の推進に連続性をもたせるには、小学校間の連携や、中学校間の連携も必須である。川越市では、令和元年度に本事業でのモデル校を霞ヶ関西小・中学校に指定した。本事業終了後も、霞ヶ関西小・中学校では、市独自の研究指定校として研究を継続し、安全教育を意識した9年間を見通した教育課程の編成について研究してきた。今年度は、この2校の研究をさらに拡大して、本地区の5校で本事業に参加し、どの学校でも同等の安全教育を推進していくことを目指した。また、本事業において研究してきた成果を本地区だけでなく、市全体に広めることも目的として研究実践を行った。

(2) 目的

主体的に行動できる児童生徒の育成を目指す安全教育の推進

(3) 組織

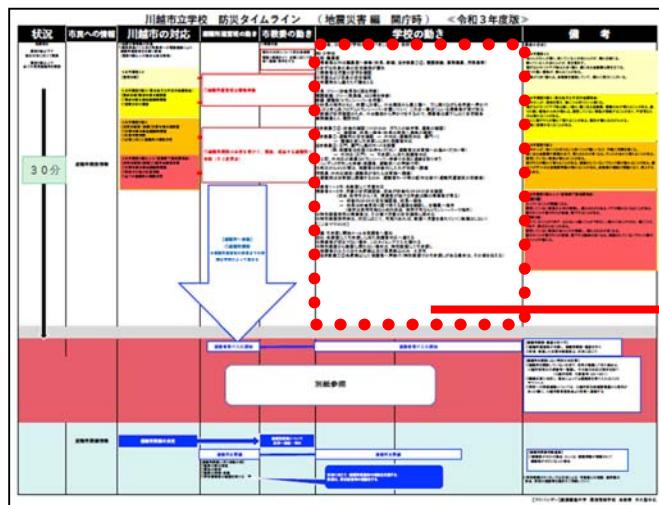
埼玉県学校安全アドバイザー、市教育委員会、モデル校、市防災危機管理室

(4) 実践・取組

ア 「川越市立学校防災タイムライン」の活用

「川越市立学校防災タイムライン」は、災害時の避難所設営・運営に関する、市・市教委・学校等それぞれの立場での動きが、一目でわかるものであり、令和2年度の本事業において作成し、水害編、地震災害編がある。

令和3年度当初には、市立学校56校の校長を対象として説明会を実施した。説明会では、市防災危機管理室担当者から災害時の市の動きについて、市教委からは、それを受けた学校の動きについて説明し、共通理解を図った。



【川越市立学校防災タイムライン（地震災害編）】

地震災害編では、地震発生後 30 分間で行うべきこと（児童生徒の安全を守る行動）について、各校ごとの実態に合わせて記入することになっている（上図 点四角囲み内）。

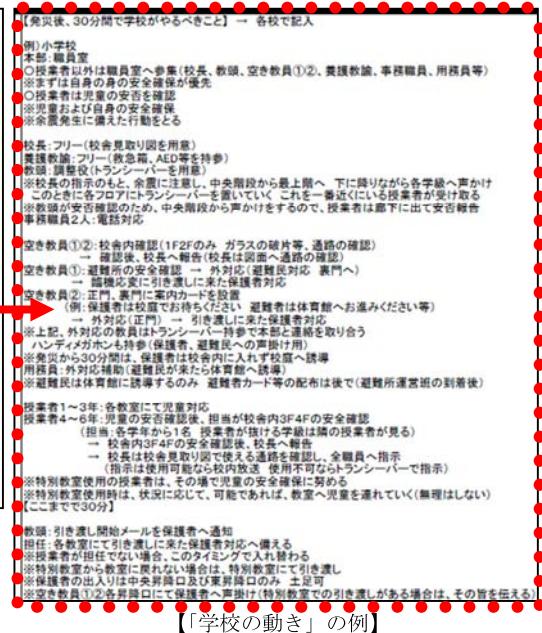
また、これに合わせて、市教委からは各家庭に向け、大地震が発生した際の対応について通知し、学校は子供たちの安全確保を優先するため、すぐに引き渡し等ができないことについて、理解と協力を求めた。

「川越市立学校防災タイムライン」については、市防災危機管理室主催で避難所運営班へ向けた避難所設営・運営について説明した。その後、避難所運営合ったタイムラインを、学校と避難所「学校防災タイムライン」を完成させた

イ モデル校5校合同 避難訓練および引き渡し訓練の実施

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い延期)

各校で作成した「川越市立学校防災タイムライン（地震災害編）」と「避難訓練実施レポート」を活用した避難訓練および引き渡し訓練の実施に向け、埼玉県学校安全アドバイザーである慶應義塾大学准教授 大木聖子氏を招聘し、会議等を重ねてきた。本訓練では、地震災害発生時における学校の対応のほかに、各校に避難所運営班を派遣することで、市の動きについても確認していくものであった。今後の新型コロナウイルス感染症状況を鑑みて、実施していく予定である。



【「学校の動き」の例】

川越市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者への引き渡しを実施します。学校からの連絡がなくても、とにかく従ってください。
また、保護者の方につきましても、自身の安全を第一にしてください。保護者の方が学校に到着するまで、児童生徒は、いつまでも学校で頑張ります。
引き渡しは、地震発生からある一定時間後に開始します。地震発生後は、学校は子どもたちの安全を第一に取ります。引き渡しの準備ができるまで家庭でお待ちいただくことがあります。※ある一定時間後には、地震度5弱以上が観測された場合は、児童生徒を学校へ留め置きます。その際、周辺の状況をみて、「通常下校」か「一斉下校」か「引き渡し」かを判断します。
【大きな地震が起きたときの、学校・家庭の対応】
在校中の対応(川越市震度5弱以上)
児童生徒は引き渡しになります。 ※学校から連絡することや個別の問い合わせに対応ができないことが想定されます。
学校・児童生徒
①児童生徒の安全の確保 ②引き渡しメールの送信
保護者
①自身の安全確保 ②川越市のHP等で災害状況を確認

【保護者宛文書「大地震が起きたら」】

以上を説明企画の概要

における説明会でも、その趣旨と活用

相手控を註明し、各営業の実

【避難訓練実施レポート】

ウ モデル校での実践例（令和3年度12月までの実践事例22回）

①避難訓練の改善

本市では、これまでにも避難訓練の改善に取り組んできたが、大木聖子氏の協力のもと、本年度はより現実的に直下型地震に近い状況を机上にて再現し研修を行った（緊急事態宣言中であったためオンラインにて実施）。

机上訓練により洗い出された課題と、その対応策については、訓練後に議論し、優先順位に応じて手順を並べたアクションカードを作成した。緊急事態宣言が解除された後には、そのアクションカードに沿った避難訓練を実施することで、より現実的な避難訓練を行った。

②「防災小説」への取組

モデル校では、段階を経て防災教育を学ぶステップアップ授業を実践している。

例えば、川越市立霞ヶ関西中学校では、1年生から3年生にかけてステップアップしていく防災教育を取り入れた。1年生では、自らの命を守る「自助」について学び、2年生では、互いに助け合う「共助」を学ぶ。そして、3年生では「公助」についても学ぶための総仕上げとして、大木聖子氏考案の「防災小説」に取り組んでいる。今年度は、本市と同様に「防災小説」に取り組んでいる市町と合同でオンラインにて発表交流会を実施した（北海道、秋田県、埼玉県、高知県、愛媛県）。「防災小説」とは、まだ起きていない災害を想像し、自分の体験談のように綴る活動で、「物語は必ず希望をもって終えること」がルールである。「防災小説」の学習を通して、災害について様々な視点から捉えることができるようになったほか、事前の災害への備えや災害後の避難所運営や町の復興、さらには日頃の生活の仕方今まで考えが及ぶようになり、生徒の「生きる力」の育成にもつながっている。

3 成果と課題について

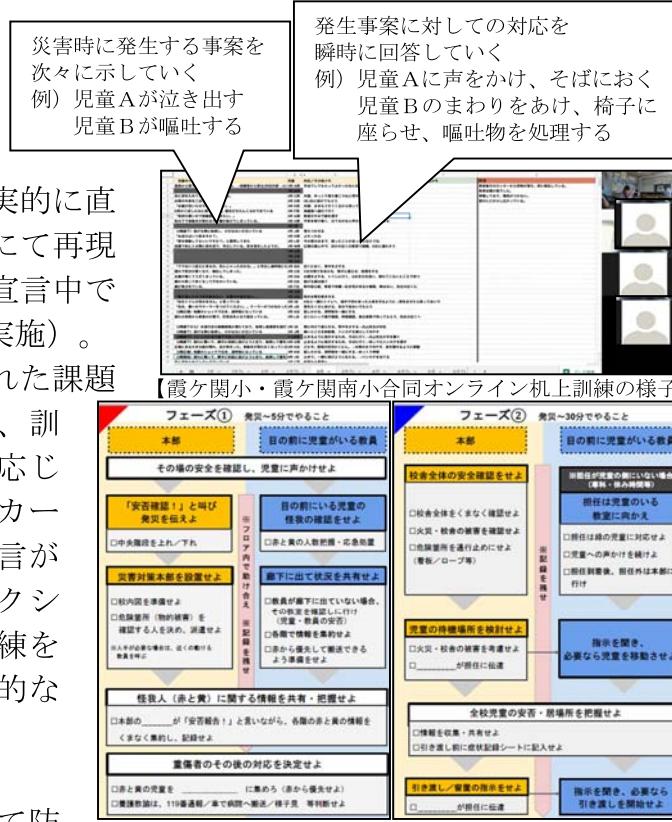
(1) 成果

ア モデル校の実践を本市独自の委嘱学校研究発表と兼ねたことで、市内各校へ成果や具体的な実践例を広めることができた。

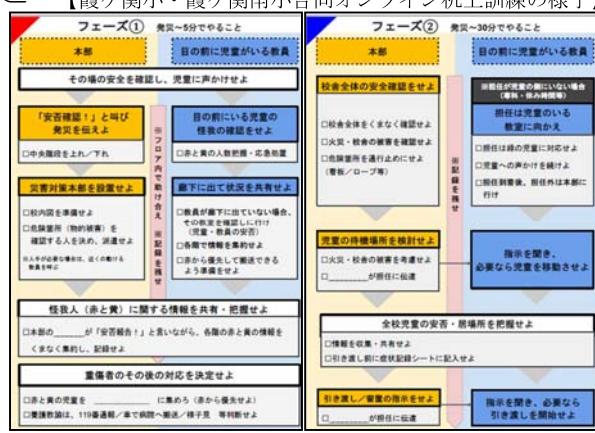
イ モデル校以外の学校からも、自校で取り入れていきたいという申し出もあり、各校の防災教育に対する意識の向上が見られている。

(2) 課題

ア 防災教育をさらに推進していくためには、家庭、地域との連携が不可欠である。今後は、その連携の在り方について研究をしていくことが求められる。



【震ケ関小・震ケ関南小合同オンライン机上訓練の様子】



【アクションカード（震ケ関西小）】



令和3年度 学校安全総合支援事業報告

秩父市の取組

秩父市教育委員会

秩父市立影森小学校／久那小学校

秩父市立影森中学校

1 秩父市の概要

秩父市は、埼玉県の北西部に位置し、面積は県全体の1/7を占める。市域の9割を占める森林の多くが国立公園や県立自然公園の区域に指定され、自然環境に恵まれている。荒川によって市の中心部が東西に区分され、東部の平坦部は市街地を形成し、西部丘陵地帯にある平坦地は農業用地が多い。盆地のため寒暖差が大きく、夏季に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地方では冬季にはかなりの積雪となる。

秩父市ではセーフコミュニティとして市全体で安全な町づくりを進めるとともに、学校教育推進プランとして安全・安心な学校環境の整備を掲げ、主体的に行動できる安全教育の推進や地域と連携した見守り活動を推進している。本事業では、学区が荒川や鉄道、国道をまたぎ広範であり、かつ山際では土砂災害の警戒区域になる影森中学校区をモデル地域とした。安全計画の見直しなどの共通の取組に加え、影森小学校、久那小学校、影森中学校それぞれの課題に応じた実践を行った。

2 秩父市の取組について

(1) 目的

各種の安全教室や訓練の実施等の安全教育を通して児童生徒が自ら命を守ろうと主体的に行動する態度を育成するとともに、安全計画・危機管理マニュアルの見直しや地域連携を通して継続的な安全管理体制を構築する。

(2) 組織

埼玉県学校安全アドバイザー、市教委担当指導主事、危機管理課担当者、市民生活課担当者、校長、教頭、安全教育主任、PTA 役員等

(3) 實踐・取組

ア 大学教授によるオンライン防犯教室とデジタルフィールドワーク

コロナ禍で、ゲストティーチャーによる安全教室やフィールドワーク、安全マップづくりなどの活動が行いにくい状況にある。立正大学の小宮信夫教授に学校安全アドバイザーを依頼し、児童が自らの安全を守る視点を身に付けさせることを目的として、オンライン防犯教室とデジタルフィールドワークを実施した。

講義で防犯の視点を理解させ、グーグルアースによる通学路などの町探検をとおして危険個所を判断していく展開とした。実施後はグーグルフォームによるアンケート集約とAIテキストマイニングにより、防犯に対する理解度の把握を行なった。授業の様子は短い動画として編集し、他校の児童生徒の防犯教育に活用できるようにした。



【オンライン防犯教室】

ひきいれい	わから	平素	見えづらい
せいひ	せき	「お」を付ける	一括
ひいき	ひいき	名前	名前
ちよか	ちよか	近づく	安全
じよか	じよか	入りにくい	人事
じよか	じよか	自分事	事件
じよか	じよか	小学校	小学生
じよか	じよか	少子化	少子高齢化
じよか	じよか	危ない	危険
じよか	じよか	見えやすい	見える
じよか	じよか	危険	危険
じよか	じよか	見付ける	見付かる
じよか	じよか	「お」を付ける	「お」が付く
じよか	じよか	日本語	日本語
じよか	じよか	ドリル	ドリル

【テキストマイニングによる理解度の把握】

イ 避難確保計画と垂直避難訓練の実施

秩父市では土砂災害の警戒区域が多く、警戒区域が学校や通学路に係っている所もあるが、土砂災害を想定した避難計画が整備されていなかった。久那小学校では、学校の敷地の多くが土砂災害の警戒区域にかかっているため、危機管理課と市教委で連携して避難確保計画を作成し、それに基づいて学校の避難訓練計画の作成と校舎内の垂直避難及び二次避難の訓練を実施した。計画や訓練の様子について、所轄消防署や気象台情報官の助言をもとに再度見直した。

また、各学校で学校安全の年間計画を見直し、避難訓練の内容や時期、年間計画全体の「見直し」について明記し、PDCAに基づいて改善する体制を整えた。



【上階への一次避難】



【二次避難場所への移動】

ウ 部活動安全指針の作成と安全点検の実施

部活動での安全管理体制を強化するため、部活動ごとの安全管理指針を作成した。落雷や熱中症など気象条件による危険への対応や、日本スポーツ振興センターの部活動ごとのケガの事例をもとに想定される事故と対応について整理した。指針は部活動顧問だけでなく、生徒にも共有し、想定されるケガや事故について主体的に予防する意識を高めた。

エ 小中連携あいさつ運動の実施

影森中学校区にさわやかな挨拶が広まることを目指して、影森中学校の生徒が影森小学校と久那小学校へ出向いて登校の見守りを行っている。今年度は実施回数を増やすとともに、小学生の挨拶や歩行のマナーを見守ることで、中学生の交通安全への意識高揚も図った。

オ 校内の安全啓発環境の整備（衝突防止ミラーの設置、図書資料の充実、委員会の発表等）

小学校では、児童の発達段階から、廊下歩行の指導は安全な学校生活において重要なことであり、交通安全指導にもつながる。そこで、衝突防止ミラーの設置を行なった。児童が衝突防止ミラーを活用し、危機回避できるようにミラーの活用の仕方を周知した。中学校でも敷地内にカーブミラーを設置し、死角をミラーで確認して歩行するよう指導した。

また、防災教育では、被災者と未災者の意識の違いが大きいといわれている。災害や事故を自分事として捉えたり、もしもの場合を想定したりするため、防災、防犯、交通安全などの安全教育関連図書を充実させた。さらに、避難訓練

POJ実施中の事例見学アドバイス

本部開設・事務局会議の経過と結果

評議

R03 心肺蘇生・AED 訓習会受講者

【部活動安全指針】

規則名	主な内容	主な目的
規則一覧	・運転免許証、運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則二十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則三十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則四十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則五十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則六十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則七十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則八十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十一	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十二	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十三	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十四	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十五	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十六	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十七	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十八	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則九十九	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等
規則一百	・運転免許証交付申請書等	・運転免許証の交付申請書等



【小中連携挨拶運動】



【衝突防止ミラーの設置】

の時期に委員会で避難の際に大切なことを発表する活動や、季節に応じた安全な登下校についての校長講話や学級指導を行い、安全な生活や危機発生時の対応について効果的に意識できるようにした。



【安全・安心コーナー】



【委員会による安全クイズ】

カ 多様な人材による見守り活動体制の確立

登下校の見守り隊は1年生の保護者の付き添いが終わる5月までに保護者と引き渡し場所を相談し、年間通して学校から保護者へ引き渡すまで下校の付き添いを行なっている。地震を想定した引き渡し訓練の際には、見守り隊の紹介と児童から見守り隊へお礼をする場を設けている。また、秩父市では、交通安全母の会や交通指導員と連携した重点登校指導や、セーフコミュニティの一環である町会パトロールの依頼などを行い、多様な見守り体制を整備している。



【見守り隊の下校支援】



【交通指導員の支援検討会】



【セーフコミュニティの取組】

キ 中核教員研修の実施 (E-Learning の活用、先進校視察等)

モデル地区各校の取り組みを共有するとともに、学校安全計画の作成等について E-learning を活用した中核教員研修を実施し、中核教員の資質向上を図った。また、先進校視察として、ISS (インターナショナルセーフスクール) 認証校である秩父第二中学校区の現地審査に参加した。また、熱中症予防対策アドバイザーの資格取得を促し、市内全小・中学校で 1 名以上が資格取得した。

3 成果と課題について

(1) 成果

- 専門家や他課と連携することにより、これまで対策の弱かった防犯や土砂災害について、ICT を活用した指導と理解度の把握や、土砂災害を想定した避難訓練など、新たな教育手法の開発や危険回避のための計画を作成することができた。
- 各種の安全教室の実施や安全指針の作成、安全教育のための環境整備により、児童生徒が自らの安全を守ろうとする視点や主体的な態度が身についた。
- 安全計画に避難訓練の見直しや安全計画の見直しを盛り込むことで、安全教育・安全管理の PDCA サイクルが確立した。
- 地域と連携した見守り活動や引き渡し訓練により、平時及び危機発生時ともに、組織的な対応体制が確認・強化できた。

(2) 課題

- 教職員研修に E-learning が非常に有効だと感じるが、十分に活用できていない。初任者研修の学校研修に位置づけるなどして、教職員の資質育成を進めたい。